

茨城県立水戸飯富特別支援学校 御中



PTA総合保険のご案内

損害保険ジャパン株式会社

ごあいさつ

取扱保険会社：損害保険ジャパン株式会社
取扱代理店：株式会社フューチャー保険企画
担当：永井 健也

PTA総合保険のご案内 (PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
弊社業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜り、ありがとうございます。

さて、貴PTAにおかれましては、家庭、学校との連携のもとに、青少年の生活指導や生活環境の改善等のため、各種のスポーツ・レクリエーションや野外活動行事等を実施しておられることと存じます。

これら各種の行事を実施される際には、事故防止について十分にご配慮のことと存じますが、万全の注意を払っても、万一の事故を考えないわけにはまいりません。

そこで、このような不測の事故に対する備えとして、「PTA総合保険」の概要をご案内申し上げますので、何とぞご高覧のうえ、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴PTAの益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

■ PTA団体傷害保険の内容

1. 本保険のご契約者

貴PTAになります。

(PTA組織の一部加入やPTA会員の個別加入はできません。)

2. 被保険者(保険の対象となる方)

本保険の対象となる方は次のとおりです。

- (1) PTA会員(※1)
 - (2) PTAの属する学校・保育所に在籍する児童・生徒
 - (3) PTA会員の同居の親族
 - (4) PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている方(※2)
- (※1) 父母会員および教師会員をいいます。
(※2) PTA行事に参加するボランティア等をいいます。

3. 保険金をお支払いする場合

被保険者が次に掲げる間に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ(※1)に対して保険金をお支払いします(ただし、日本国内における事故に起因するものにかぎります。)

- (1) 被保険者がPTA会員の所属するPTAの管理下(※2)においてPTA行事に参加している間
- (2) 被保険者がPTA行事(※3)に参加するためPTAが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の

往復中

(※1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

(※2) PTAの管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

(※3) PTA行事とは、PTAが企画、立案し、主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(いかなる名称であるかを問いません。)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象になりうるべき傷害事故の場合は、この保険の対象となりませんのでご注意ください。

■ PTA団体傷害保険の内容

4. お支払いする保険金の種類

(1) 死亡保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、

死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(2) 後遺障害保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた

場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

(3) 入院保険金……………事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の

入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(4) 手術保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療の

ために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合に、入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、「入院中に受けた手術の場合」の手術保険金をお支払いします。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)

② 先進医療に該当する手術(※2)

(※1) 以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な

整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部ま

たは必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。

■ PTA団体傷害保険の内容

(5) 通院保険金……事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(注) これらの保険金は、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なくお支払いします。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次の理由により生じたケガに対しては保険金をお支払いしません。

① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失

② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③ 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転

④ 脳疾患、疾病または心神喪失

⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの

⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの

⑦ 地震・噴火または津波による事故

など

■ 保険金額と保険料

保険料は、保険金額や会員の世帯数、児童・生徒数によって異なります。
貴PTAへのご提案にあたり、以下のとおりお見積りいたしました。

1. PTA団体傷害保険

保 険 金 額	
死亡・後遺障害	700万円
入院保険金日額	5,000円
通院保険金日額	3,000円



年 間 保 険 料	
会員1世帯あたり	247円

~~2. PTA賠償責任保険~~

保険金額	免責金額
PTA活動危険 対人 [1名につき 〇〇万円 1事故につき 〇〇万円 対物 1事故につき 〇〇万円	1事故につき 対人 〇〇円 1事故につき 対物 〇〇円
受託物危険 対物 [加害会員1名につき 10万円 保険期間中限度額 〇〇万円	1事故につき 対物 5,000円
児童・生徒賠償危険 対人・対物共通 1事故につき 〇〇万円	1事故につき 〇〇円



年 間 保 険 料	
	〇〇円

PTA賠償責任保険については、ご契約時に見込みの児童・生徒数により算出した概算保険料をいただき、
保険期間終了時に年間の平均児童・生徒数により算出した確定保険料との差額を精算します。